

## 単身者の要件についての検討

種別	現行基準	改正基準案	理由	解説に入れ込む内容
養育家庭	<p>里親申込者は、配偶者がいない場合には、次の全ての要件を満たしていること。</p> <p>ア 児童養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。</p> <p>イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の子又は父母等がいること。</p> <p>※要保護児童の親族にあっては除く。</p> <p>※「起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の子又は父母等がいること」の「等」は、原則として親族を示す。ただし、社会通念上事実上の婚姻関係にある同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮した上で「等」に含めることは差し支えない。</p> <p><b>【国の要件】</b> 知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定、登録して差し支えないが、経済的な基盤や養育を支援する環境等があるかなど確認する。</p>	<p>&lt;案1&gt; 里親申込者は、配偶者がいない場合には、知識や経験を有する等、子供を適切に養育できると認められること。</p> <p><b>単身者認定が可能</b></p> <p>&lt;案2&gt; 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次の全ての要件を満たしていること。</p> <p>ア 児童養育の経験があること。</p> <p>イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の親族等がいること。</p> <p><b>申込者の有資格要件撤廃</b> <b>補助者の対象拡大</b></p> <p>&lt;案3&gt; 里親申込者は、配偶者がいない場合には、起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の親族等がいること。</p> <p><b>申込者の養育経験、有資格要件撤廃</b></p> <p><b>補助者の対象拡大</b></p> <p>&lt;案4&gt; 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次のいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>ア 児童養育の経験があること。</p> <p>イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の親族等がいること。</p> <p><b>申込者の有資格要件撤廃</b> <b>補助者の対象拡大</b></p> <p><b>単身者認定が可能</b></p>	<p>&lt;案1&gt; 国と同様とする。</p> <p>&lt;案2&gt; これまでの都の考え方を鑑み、引き続き単身者は認めず、申込者本人への一定条件に加え、補助者を要件とする。</p> <p>&lt;案3&gt; これまでの都の考え方を鑑み、引き続き単身者は認めず、補助者を要件とするが、申込者本人への条件を撤廃。</p> <p>&lt;案4&gt; 国が単身者を認めていることを鑑み、一定条件の下に単身者を認める。</p> <p>&lt;案2、3、4&gt; 「親族等」に含まれる者について、これまでには「社会通念上事実上の婚姻関係にある同居者」としていたが、家族形態の多様化に伴い、別途解説にて「親族以外の同居者」とし、対象を拡大。</p>	<p>&lt;共通&gt;</p> <p>○要保護児童の親族にあっては除く。</p> <p>&lt;案1&gt;</p> <p>○経済的な基盤や養育を支援する環境等があるかを確認すること。</p> <p>&lt;案2、3、4&gt;</p> <p>○親族以外の同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮した上で「20歳以上の親族等」の「等」に含めることは差し支えない。</p> <p>○「同居状態の安定性、継続性」を確認するため、必要に応じ住民票や各種証明書類等を確認しながら、同居に至った経緯や同居年数等を確認すること。</p> <p>&lt;案2、4&gt;</p> <p>○「児童養育の経験」には、実子等の養育のほか、児童福祉施設等への3年以上の従事経験も含む。</p> <p>○「実子等の養育」には、里子養育のほか、フレンドホームやショートステイ等での宿泊を伴う児童の養育を含む。</p> <p>○「児童福祉施設等」には、児童福祉法第7条に規定する施設のほか、児童相談所や子供家庭支援センター等、子供の相談機関も含む。</p>
専門養育家庭				

## 単身者の要件についての検討

資料 5－2

種別	現行基準	改正基準案	理由	解説に入れ込む内容
親族里親	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。</li> <li>・配偶者がいない場合には、原則として20歳以上の子又は父母等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住し児童の養育の受託について十分な理解を有していること。</li> </ul> <p>※里親申込者が十分に児童の養育を行うことができる場合は、20歳以上の子又は父母等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住していないなくても行うことができる。</p>	現行どおり ※は解説に移行	児童福祉法施行規則第1条の39により児童の扶養義務者及びその配偶者である親族とされているため。	○里親申込者が十分に児童の養育を行なうことができる場合は、20歳以上の子又は父母等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住していないなくても行うことができる。
養子縁組里親	里親申込者は、原則として25歳以上50歳未満であり、婚姻していること。	現行どおり	民法817条の3により特別養子縁組の養親となる者は配偶者のある者とされているため。	

### 養育家庭及び専門養育家庭の各改正基準案における単身者等の認定可否

申込者の形態	案1	案2	案3	案4
申込者本人の条件	子供を適切に養育可能	児童養育の経験	なし	児童養育の経験
単身者の認定	○	×	×	○
補助者との認定(条件の有無)	—	○ (20歳以上の親族等)	○ (20歳以上の親族等)	○ (20歳以上の親族等)